

内閣人第

一三号

起案

平成二七年 一月二二日

裁可 上奏 決定

平成 年 月 日 平成 二七年 一月三日

施行

平成 年 月 日 平成 二七年 一月三日

内閣総理大臣

五

内閣官房長官

五

内閣官房副長官

五

内閣総務官



内閣

岸 田 国務大臣	高 市 国務大臣	麻 生 国務大臣	塩 崎 国務大臣
下 村 国務大臣	上 川 国務大臣	西 川 国務大臣	中 谷 国務大臣
望 月 国務大臣	太 田 国務大臣	宮 沢 国務大臣	甘 利 国務大臣
	菅 石 国務大臣	有 村 国務大臣	竹 下 国務大臣
		山 谷 国務大臣	山 口 国務大臣

最高裁判所判事に任命する

高等裁判所長官 大 谷 直 人

(三月十七日付)

内閣

裁 判 所									
年 号		出生 地		現住 所		本 籍		氏 名	
月	日	事	項	年	月	日	名	大	谷
平 五 六	平 五 五	平 五 二	平 五 〇	平 四 九	平 三 〇	平 二 八	平 三 〇	昭和二十七年六月二十三日	おおたになおと
平 三 七	平 一 一	平 八 七	平 一 一	平 四 九	平 三 〇	東京大学法学部卒業	司法試験第二次試験合格	昭和二十七年六月二十三日	おおたになおと
東京簡易裁判所判事に補する	最高裁判所判事兼判事補に任命する	東京地方裁判所判事補に補する	司法修習生の修習終了	司法修習生を命ずる	司 法 試 験 第 二 次 試 験 合 格	司 法 試 験 管 理 委 員 会	司 法 試 験 管 理 委 員 会	昭和二十七年六月二十三日	おおたになおと
最高裁判所	内 閣	内 閣	内 閣	内 閣	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	昭和二十七年六月二十三日	おおたになおと

3丁												裁判所		年号	月	日	事項	大谷直人
内閣		内閣		内閣		内閣		内閣		内閣		内閣		内閣		内閣	最高裁判所	
平成元年四月一日	東京簡易裁判所判事に補する	兼ねて富山家庭裁判所判事に補する		最高裁判所裁判所調査官に充てる	最高裁判所	年号	月	日	事項	大谷直人								
平成元年四月一日	東京地方裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事に補する		本官を免じ判事に専任する	最高裁判所	年号	月	日	事項	大谷直人								
平成元年四月一日	最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く	最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く		司法研修所教官に充てる	最高裁判所	年号	月	日	事項	大谷直人								
平成元年四月一日	平成八年度司法試験（第二次試験）考査委員に任命する	平成八年度司法試験（第二次試験）考査委員に任命する		任期は平成八年十二月三十一日までとする	最高裁判所	年号	月	日	事項	大谷直人								
平成元年四月一日	平成九年度司法試験（第二次試験）考査委員に任命する	平成九年度司法試験（第二次試験）考査委員に任命する		する	最高裁判所	年号	月	日	事項	大谷直人								
平成元年四月一日	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了		する	最高裁判所	年号	月	日	事項	大谷直人								
内閣		内閣		法務省		法務省		法務省		法務省		最高裁判所	年号	月	日	事項	大谷直人	

4丁		裁判所		年号	月	日	事項	最高裁判所	大谷直人
平成	九	四	八						
一一	二	一〇	一	五	平成十年度司法試験（第二次試験）	東京地方裁判所判事に補する	司法研修所教官に充てる	司法研修所教官に充てる	司法研修所教官に充てる
四	六	四	二	任期は平成十年十二月三十一日までとする	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命ずる	最高裁判所事務総局刑事局第三課長を命ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命ずる	最高裁判所	最高裁判所
一	一	八	一	司法研修所教官に充てることを解く	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所
最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	最高裁判所	法務省	東京地方裁判所判事に補する	司法研修所教官に充てる	司法研修所教官に充てる	司法研修所教官に充てる

6丁

裁判所

年号

月

日

事

項

序

大谷直人

平成一七

三

二三

最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局
広報課長植村稔帰国につき最高裁判所事務総局秘書

を命ずる

最高裁判所

〃

八

二

法制審議会臨時委員に任命する

法務省

〃

三

一五

最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局
広報課長植村稔海外出張不在中最高裁判所事務総局

〃

〃

四

一七

最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局
広報課長植村稔海外出張不在中最高裁判所事務総局

〃

〃

二三

一一

最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局
広報課長植村稔帰国につき最高裁判所事務総局秘書

最高裁判所

を命ずる

課長兼最高裁判所事務総局広報課長の事務取扱を免

ずる

7丁

裁判所

年号

月

日

事

項

序

大谷直人
名

平成一八

九

二八

法制審議会臨時委員に任命する

法務省

平成一九

一

一五

最高裁判所事務総局刑事局長を免ずる

最高裁判所

最高裁判所事務総局人事局長を命ずる

最高裁判所

最高裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了

国立国会図書館

裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了

法務省

東京地方裁判所判事に補する

内閣

最高裁判所事務総局人事局長を命ずる

最高裁判所

最高裁判所事務総局人事局長を命ずる

静岡地方裁判所判事に補する

静岡地方裁判所判事に命ずる

8丁

		裁 判 所			年 号	月	日	事 項	大 谷 直 人
		平 成 二 四	二 六	四 一 八					
"	"	"	"	"	最高裁判所事務総長に任命する				
"	"	"	"	"	検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する				
"	"	"	"	"	検察官特別任用分科会に所属させる				
"	"	"	"	"	高等裁判所長官に任命する				
"	"	"	"	"	大阪高等裁判所長官に補する				
		最 高 裁 判 所	内 閣	法 務 省				最 高 裁 判 所	大 谷 直 人